

伊勢市自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金 Q & A

令和8年6月4日

Q1. 既存住宅への設置は対象となりますか？

対象となります。

Q2. 別荘への設置は対象となりますか？

「自ら居住する住宅」の敷地外であれば、対象となりません。

Q3. カーポートや倉庫の屋根への設置は対象となりますか？

「自ら居住する住宅」の敷地内に設置するものであれば対象となります。ただし、発電した電力量の30%以上を住宅の敷地内で自家消費しなければなりません。

Q4. 野立ての太陽光発電設備は対象となりますか？

対象外となります。

Q5. 申請時に市外在住で、今後、伊勢市内に新築する住宅に対象設備を設置する場合は対象となりますか？

申請時に市外にお住まいであり、住宅の新築または購入に合わせて太陽光発電設備等を設置し、転入される方も対象となります。ただし、事業完了日から60日を経過する日までに転入する予定があることが条件です。

Q6. 対象設備を設置している建売住宅を購入する場合は対象となりますか？

補助事業の要件を満たしていれば対象となります。なお、建売住宅を購入する契約日が事業着手日となることや、対象設備の設置に係る費用が明確に分かる資料が必要となりますのでご注意ください。

※他の工事の費用との区分ができないものについては、対象となりません。

Q7. 買替の場合も対象となりますか？

補助事業の要件を満たしていれば対象となります。なお、「買替前と比較して発電容量が増加するなどCO₂削減効果があること」「法定耐用年数期間を満了していること」「FIT認定を受けている場所でないこと(卒FITでないこと)」「架台等については、引き続き使用できるかどうかの検討を行うこと」等、他の要件の確認を十分に行ってください。

※本補助金を活用して設置した設備の買替は対象外です。

※太陽光発電設備のパワコンのみの買替など、設備の一部のみの買替は対象外です。

Q8. 増設の場合も対象となりますか？

補助事業の要件を満たしていれば対象となります。

既存設備と別系統に接続した場合は「増設設備での発電量」の30%以上を、既存設備と同一系統に接続した場合は「既存設備での発電量+増設設備での発電量」の30%以上を、自家消費してください。

※本補助金を活用して設置した設備のある住宅への増設は対象外です。

※同一系統に接続した場合は既存設備も非FIT（卒FIT等）であることが前提です。また、既存設備が卒FITの場合、パワコンを交換する必要があります。

Q9. 母屋（親が居住）と離れ（子が居住）にそれぞれ補助ができますか？

1つの住宅に1回の補助金としますので、「母屋」と表現されている建築物と「離れ」と表現している建築物が、用途上不可分である場合は、1つの住宅と判断し、どちらか1回の補助となります。

なお、1筆に2つの建築物がある場合でも、2つの建築物が用途上可分である場合もあり、この場合はそれぞれ1つの住宅として扱い、それぞれに補助できます。

Q10. 店舗併用住宅へ設置する場合も補助対象となりますか？

対象となりますが、併用住宅の屋根に住民の立場で全ての費用を負担して太陽光発電設備等を設置し、発電した電力の30%以上を住宅部門で自家消費する必要があります。

※住宅部門で30%以上を自家消費すれば、残りの発電電力については店舗部分で消費または電力会社へ売電等することは可能です。

※住民への補助としているので、「事業者（店舗等）が負担した費用」について補助することはできません。

Q11. 共同住宅へ設置する設備も補助対象となりますか？

大家さんが共同住宅の1室に居住し、設置した設備で発電した電力の30%以上を自らの居室で消費する場合等は対象となります。

Q12. 15.5万円/kWh を超える蓄電池は対象となりますか？

対象となりますが、補助金額は、「蓄電容量×15.5万円」に3分の1を乗じた額が上限となります。

また、国の要領で「12.5万円/kWh以下（工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。」とされていることから、複数者から見積りを取り、比較を行った全ての見積書を交付申請書に添付してください。

Q13. 蓄電池の価格に間接工事費は含まれますか？

含まれます。

Q14. 「設備設置」＝事業の完了と判断すれば良いですか？

設置者が太陽光発電設備等の引き渡しを受け、対象設備の工事代金等の支払いが済んだ時点をもって事業の完了とみなします。

また、原則として売電契約が締結され、系統に対し電力の供給ができる状態であることが必要です。なお、電力会社に系統連系手続きの申し込みをしたうえで、連系手続きに時間を要することを電力会社との協議資料などで確認できる場合はこの限りではありません。

Q15. 太陽光発電設備の能力がパネルとパワーコンで異なる場合はどのような扱いになりますか？

パネル（モジュール）とパワーコンディショナーの低いほうの数値を採用してください。なお、「パネル（モジュール）のみ」または「パワーコンディショナーのみ」設置をする場合は補助の対象外です。

Q16. 価格が72.5万円（5kWh）の蓄電池の補助額の計算はどうなりますか？

$72.5 \text{万円} \div 5 \text{kWh} = 14.5 \text{万円/kWh}$ （交付率上限の15.5万円/kWh以下）のため、 $72.5 \text{万円} \times 1 / 3 = 24.166666 \dots \Rightarrow 24.1 \text{万円}$ となります。

Q17. 価格が98.5万円（5kWh）の蓄電池の補助額の計算はどうなりますか？

$98.5 \text{万円} \div 5 \text{kWh} = 19.7 \text{万円/kWh}$ （交付率上限の15.5万円/kWhを超える）のため、 $15.5 \text{万円/kWh} \times 5 \text{kWh} \times 1 / 3 = 25.833333 \dots \Rightarrow 25.8 \text{万円}$ となります。

Q18. 価格が185万円（12kWh）の蓄電池の補助額の計算はどうなりますか？

$185 \text{万円} \div 12 \text{kWh} = 15.4 \text{万円/kWh}$ （交付率上限の15.5万円/kWh以下）のため、 $185 \text{万円} \times 1 / 3 \times 10 \text{kWh} / 12 \text{kWh} = 51.388888 \dots \Rightarrow 51.3 \text{万円}$ となります。

Q19. FIT を利用していないことは、どのように確認しますか？

売電をする場合は、申請時に非FITの売電予定先を確認させていただきます。また、実績報告時に「売（買）電契約書等の写し」を提出していただき、FITの有無の確認をします。さらに、誓約書において、FIT制度またはFIP制度の認定を取得しないことを誓約いただきます。

Q20. 自家消費が3割以上の条件は、どのように確認しますか？

申請時に提出していただく「発電電力の消費量計画書」により確認します。

また、事業完了日の属する年度の翌年度から3年間は、「伊勢市自家消費型太陽光発電設備等設置費補助金自家消費割合報告書」を提出していただき、自家消費割合を確認します。

Q21. 国・県等の他の補助金等と併用することは認められますか？

他の法律または予算制度に基づき、国・県等、他の補助金等を受けている場合は、同一の対象設備に対して補助を併用することはできません。

Q22. 太陽光発電設備の国の補助金を受けている場合、蓄電池のみ補助対象とすることはできますか？

国の交付要件において、蓄電池は本補助事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備であることが要件とされていますので、蓄電池のみを設置する場合は対象となりません。

Q23. 国・県等の他の補助金等との併用確認はどのように行いますか？

誓約書の署名で確認することとします。

Q24. 現場確認を実施しますか？

補助金額の交付決定前及び交付確定前に必要に応じて実施します。

Q25. FITと比較して金銭的に有利となるのはどのような場合ですか？

設備設置費、発電量（日照時間）、自家消費量、売電単価、借入状況等、様々な要因があるため、申請者自身で個別に試算してください。

なお、一般的には以下のような方は、本補助金のメリットが高いと考えられます。

・売電量が少ない方

→自家消費量が多い（昼間に在宅している、蓄電池設置等）、発電量が比較的少ない

- ・借入金により設備を設置し、初期投資の一部を早期回収したい方
→借入額が多い、借入金利が高い

Q26. 実績報告書に保証書を添付するのはなぜですか？

メーカー保証書により、設備の仕様を満たしていること、及び中古設備でないことを確認します。

Q27. ハイブリッド蓄電池の価格は、太陽光のパワコンを含めた価格とすべきでしょうか？

ハイブリッド蓄電池は、太陽光発電設備のパワコンと蓄電池が一体となったもので、蓄電池として販売されているため、パワコンも蓄電池の価格とみなしてください。また、電気自動車と連携し、太陽光発電、蓄電池、電気自動車の3つの電源を制御する多機能パワコンについても蓄電池の価格とみなしてください。ただし、V2Hユニットについては対象外となります。

Q28. 10kWを超える太陽光発電設備を設置する場合に必要な自家消費はどうなりますか？

補助に相当する発電（10kW）量の30%を自家消費する必要があります。

【例】12kWの発電設備を設置する場合

→発電量×10kW/12kWの30%以上の電力を自家消費する

Q29. 蓄電池が別補助を受ける場合、太陽光発電設備を対象とできますか？

蓄電池は国等から別の補助金を受け、太陽光発電設備は国等の補助金を受けていない場合は、太陽光発電設備のみを本補助金の対象とすることができます。

Q30. 蓄電池の能力は定格容量と実効容量のどちらを使うのですか？

補助金算定の際は、原則としてカタログ記載の定格容量の数値を用いてください。

定格容量がカタログ等に記載されておらず不明な場合は、「蓄電容量（単電池の定格容量（Ah）、単電池の公称電圧（V）および使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値（Ah・V=Wh）（小数点第2位以下切捨）」を用いることも可とします。

※メーカー等に問い合わせる等して得た定格容量の数値がある場合は、その値を使っていただいても構いません。

Q31. リチウムイオン蓄電池の JIS 対応の確認が困難なものはどうすれば良いですか？

国要領に定めのある、リチウムイオン電池の交付要件 j (a) 及び k (a) に記載のある JIS 準拠の条件について確認が困難な場合は、一般社団法人環境共創イニシアチブ (SII) にて認証を受けている蓄電池については安全基準が担保できるもの (交付要件を満たすもの) と判断します。

Q32. 太陽光発電設備の価格が 7 万円/kW を下回るものはどう扱いますか？

実際の価格 (工事費込み・税抜き) が補助金額となります。

Q33. ポータブル蓄電池は補助対象となりますか？

定置用であることを条件としています。また、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であることが条件であるため、系統連系タイプであることが必要です (供給先が 100V コンセントや USB のみでないこと)。

Q34. 自家消費割合の報告は必須ですか？

当該報告を実施する目的について、補助対象設備を補助金交付後も適切に管理・運用していくことや発電量の 30% 以上を自家消費すること等が条件となっているため、発電実績 (CO₂ 削減実績) 等を求めるものです。

そのほかにも、報告をしていただくことで、温室効果ガス削減に寄与していることを実感していただき、脱炭素意識のさらなる向上につながるものと考えています。

以上のことより、設置後 3 年間は報告をしていただくこととしています。